

# 本源的蓄積と第1次土地囲込みについて

染谷 孝太郎

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| 1 本源的蓄積       | 4 15世紀末から16世紀前半の土地囲込み（第1次土地囲込み） |
| 2 土地囲込みの歴史的意味 |                                 |
| 3 開放耕地制度とその崩壊 | 5 16世紀後半から17世紀の土地囲込み（過渡的土地囲込み）  |

## 1 本源的蓄積

資本主義社会の経済構造は、封建社会の経済構造の内部において異質的要因として発生したものであるが、「いわゆる本源的蓄積」(sogenannte ursprüngliche Akkumulation)の過程は、封建社会から資本主義社会への過渡期であり、封建的収奪が資本主義的収奪に転化していく過程である。<sup>(1)</sup>すなわち、それは、近代社会における資本家による労働者からの法則的収奪が展開される以前の、基本的には封建社会の内部における、「資本制的蓄積」の準備のための暴力的蓄積=収奪の過程である。

貨幣や商品、そして生産手段や生活手段が資本となるためには、「一方には自分の所有する価値額を他人の労働力の購入によって増殖せねばならぬ貨幣・生産手段および生活手段の所有者 (Eigner von Geld, Produktions- und Lebensmittel), 他方には自分の労働力したがって労働の販売者たる自由な労働者 (freie Arbeiter), という二つの非常に異なる種類の商品所有者が対応し接触<sup>(2)</sup>」できる状態が存在しなければならない。したがって、「資本制的生産はまた、商品生産者の手における比較的多量の資本および労働力の現存を前提<sup>(3)</sup>」として存立する。

資本主義社会は、生産手段、生活手段、およびそれらの購買に必要な資本の

所有者である資本家と労働力以外に販売すべきなものをももっていない労働者とは、市場を通じて対立的に結びつきながら、商品の生産と流通とが展開される社会である。「資本関係は、労働者と労働実現条件の所有との分離を前提とする。資本制的生産がひとたび自己の足で立てば、それは、両者の分離を維持するばかりでなく、ますます増大する規模でそれを再生産する。だから資本関係を創造する過程は、労働者を彼の労働条件の所有から分離する過程——すなわち一方では社会的な生活手段および生産手段を資本に転化し、他方では直接的な生産者を賃労働者に転化する過程——以外の何ものでもありえない。だから、いわゆる本源的蓄積は、生産者と生産手段との歴史的な分離過程以外のものではない」<sup>(4)</sup>。「資本の本源的蓄積すなわち資本の史的創生記とは、結局どういうことか？それは、奴隷および農奴の賃労働者への直接的な転化、したがって単なる形態変換でない限りは、直接的な生産者の収奪、すなわち自分の労働にもとづく私的所有の解消を意味するに他ならない」<sup>(5)</sup>。「資本の前史」を形成しているいわゆる「本源的蓄積」は、「個人的で分散的な生産手段の社会的に集中された生産手段への転化、したがって多数者による小量的所有の少数者による大量的所有への転化、したがって広汎な人民大衆からの土地や生活手段や労働用具の収奪、——人民大衆のこの怖るべき且つ非道な収奪」<sup>(6)</sup>の過程である。

絶対主義 (absolutism) の重商主義 (mercantilism) 政策としての金銀 (貨幣材料) 産地の発見・開発、土着民の絶滅・奴隷化・および鉱山への埋没、東インドにおける征服と掠奪、アフリカの商業的黒人狩猟場化、黒人を使用しての植民地におけるプランテーション経営等は、「本源的蓄積」の主要な手段である。

とくに、イギリスによる植民制度、国債制度、租税制度、物価騰貴、各種の産業保護制度、奴隷貿易制度、手工業者や初期労働者に対する各種の収奪制度等は、「本源的蓄積」の主要な手段でもある。さらに、イギリスにおいて、もっとも基礎的で重要な「本源的蓄積」の手段として著名なものは、15世紀の末期から18世紀の末期あるいはその後の時期 (19世紀の初期) まで多かれ少なかれ継続した農民からの土地の収奪 (第1次土地囲込み運動 (first enclosure movement)、第2次土地囲込み運動 (second enclosure movement)) である。

直接的生産者は、土地に縛りつけられた農奴または隷農たることをやめた後にはじめて、自分自身を自由に処分することのできる賃労働者になりえた。さらに、彼らは、同職組合の支配や、邪魔な労働規定から免れる必要があった。従来からの生産者を賃労働者に転化する歴史的運動は、一方では、農奴的隷属や同職組合的強制からの生産者の解放として現象し、他方では、新たに解放された人々が、生産手段と、封建制度によって基礎づけられた生存上の保証とを奪われて労働力の販売者になることを意味する。

「本源的蓄積」の歴史において、もっとも基礎的であり、重要なものが、農村の生産者すなわち農民、とくに「自営農民」からの土地収奪であったとするならば、「自営農民」の存在と彼らからの土地収奪がもっとも典型的であったイギリスの場合を中心に分析することが必要になってくる。

農民層、とりわけ「自営農民」の富裕化現象がみられたイギリスにおいても、「本源的蓄積」の過程を「農民層の両極分解」の過程として把握することはできない。「農民層の両極分解」論は、一種のピューリタン伝説に依存している。すなわち、「とくに過ぎ去ったある時代に、一方には、勤勉で利巧で、わけでも儉約な選りぬきの人間がおり、他方には、怠け者で自分のもの一切、否それ以上を蕩尽するルンペンどもがいた。……前者は富を蓄積し、後者は結局自分自身の皮以外に売るべき何ものももたぬということになった<sup>(7)</sup>」。そして、今日の社会においては、勤勉で利巧で儉約な一握りの富者が、浪費的で怠惰な多数の貧者を収奪するように宿命づけられたとする考え方である。このような思想は、マックス・ウェーバー (Max Weber) や大塚久雄氏の経済史研究の中にとり入れられ、今日なお多くの普及力を温存しているように思われる。

もちろん、「自営農民」や、同職組合の小親方や、さらには賃労働者さえもが、勤勉と節約によって小資本家に転化し、かつての仲間たちを賃労働者や浮浪人においやって、搾取の漸次的拡大とそれに照応する蓄積によって、やがて本格的な資本家に転化することが可能でさえあった。

「しかし、この方法の蝸牛的歩みは、15世紀末の諸大発見によって創造された新世界市場の商業的要求に照応するものでは決してなかった<sup>(8)</sup>」。前期的商業

資本と高利貸資本とによって形成された貨幣資本は、最初、農村における強力な封建的規制と、都市における同職組合的規制とによって、産業資本に転化することを妨げられた。やがて絶対主義による封建家臣団の解体と、領主による農民からの収奪によって、土地からの農民の追放が徹底的に行なわれるようになり、さらに世界市場と国内における統一市場が形成されるような時代になると、よりいっそうの貨幣的営利の実現を目的とした前期資本、とりわけ前期的商業資本は、輸出港や旧都市における同職組合制度の統制外にある新興都市や農村において、マニュファクチュアの経営を行なうというかたちをとりながら産業資本に転化しはじめた。<sup>(9)</sup>すなわち、生産手段と生活手段とを失った無一物な (vogelfrei) 浮浪者の大群が集ってくることのできるような封建的規制の比較的弱い地方において、まず前期的商業資本の産業資本への転化が行なわれた。

「本源的蓄積」は、最初、「貨幣に飢えた領主」(geldbedürftige Grundherren) による農民からの土地の収奪という形態をもってはじまり、やがて大借地農や前期資本も参加するようになり、生産者と彼らの所有していた生産手段との歴史的分離の過程として数世紀にわたって展開されるにいたった。小商品生産者である「産業的中産者層」(industrieller Mittelstand) の手中から、大土地所有者やブルジョアの懐に多量の富が転がり込み、それによって多数の浮浪者、すなわち多くの苦難の後、賃労働者となる貧民が多数発生した。一方には、富裕になったものよりも数倍も多い人々からの剥奪によって巨大な富の所有者が形成され、他方には、いかなる富からもみはなされた多数のプロレタリアが創出された。<sup>(10)</sup>これこそ「資本制的蓄積」の大前提となる「本源的蓄積」であった。

(1) B.M. ラウロフスキー著、福富正実氏訳「近代イギリス土地制度史と地代論」40頁。

(2) Karl Marx, Das Kapital, erster Band, S. 752. (カール・マルクス著、長谷部文雄氏訳「資本論」第1部下、1093頁)。

(3) Karl Marx, a. a. O., S. 751. (前掲書邦訳、1092頁)。

(4) Karl Marx, a. a. O., S. 753. (前掲書邦訳、1094頁)。

(5) Karl Marx, a. a. O., S. 801. (前掲書邦訳、1157頁)。

- (6) Karl Marx, a. a. O., S. 802. (前掲書邦訳, 1158頁)。
- (7) Karl Marx, a. a. O., S. 752. (前掲書邦訳, 1092-1093頁)。
- (8) Karl Marx, a. a. O., S. 790. (前掲書邦訳, 1142頁)。
- (9) Karl Marx, a. a. O., S. 791. (前掲書邦訳, 1143頁)。
- (10) Maurice Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, pp. 185-186. (モリス・ドップ著, 京大近代史研究会訳「資本主義発展の研究」I, 266-267頁)。

## 2 土地囲込みの歴史的意味

一般的には, enclosure (inclosure) という言葉には多くの意味が含まれており, しかも多様な解釈がなされている。<sup>(1)</sup> 土地囲込みは, 直営地 (demesne, Sal-land) や共同地 (common, common land, Allmende, Gemeindeland) や農民保有地 (peasant holding, Dienstland) を特定の個人が石垣や生垣や溝で囲込んで農民をそれらの土地から排除して, それらの土地を私有地化することである。<sup>(2)</sup> 土地囲込みは, 「貨幣に飢えた領主」などの特定の個人が行なうのが原則であるが, ある場合には, まれであるが領主やテナントによるのではなく, 村落が共同で行なうこともある。<sup>(3)</sup>

しかし, 歴史的で, 本来的な土地囲込みは, 直営地の集中化にはじまり, ついで共同地におよび, やがて農民保有地の取奪に進んで行くが, より包括的には, 寺領の取奪や国有地の詐欺的譲渡をも含む。これらの土地囲込みは, 暴力を媒介とした封建的および氏族的所有の近代的所有への転化を意味し, 「本源的蓄積の牧歌的方法」(idyllische Methoden der ursprünglichen Akkumulation) であつた。<sup>(4)</sup> これらは, 資本主義的農業のための場面を征服し, 土地を資本に合体させ, さらに都市の工業のために, その必要とする無一物なプロレタリアートの供給を行なつた。土地囲込みは, 少数の富者と多数の貧民とを同時に作り出す「本源的蓄積」の主要な手段であり, 「資本制的蓄積」の重要な前提であつた。

封建社会においては, 農業が生産の主要な形態であつたから, 「本源的蓄積」すなわち「生産者と生産手段との歴史的分離」=資本と賃労働の創出過程は, まず農民からの土地の取奪という形態をもってはじめられた。農民からの土地

収奪の歴史的運動がいわゆる「土地囲込み運動」である。土地囲込みは、以上の点と関連しながら、とくに封建社会の耕地制度であった「開放耕地制度」(open field system)の否定として行なわれた。

- (1) R. H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, p. 149.
- (2) 秦玄竜氏著「イギリス・ヨーマンの研究」254-255頁。
- (3) R. H. Tawney, *op. cit.*, pp. 156-157.
- (4) Karl Marx, *Das Kapital*, erster Band, S. 772. (カール・マルクス著, 長谷部文雄氏訳「資本論」第1部下, 1120-1121頁)。

寺領の収奪は、16世紀に宗教改革と関連して行なわれた。旧教の教会は、宗教改革当時においては、イギリスの土地の多くの部分の封建的所有者であった。教会財産は、伝統的な土地所有関係の宗教的な堡壘をなしていた。この堡壘の陥落とともに、この伝統的な土地所有関係もまた持ちこたえられなくなった。すなわち修道院の解散は、修道院の土地における小農民たちがプロレタリアートに転化するのを促進した(B. M. ラヴロフスキー著, 福富正実氏訳「近代イギリス土地制度史と地代論」45頁)。

すなわち、宗教改革と寺領収奪によって、農民的居住者は、プロレタリアートに転化することをよぎなくされた。

ヘンリー8世(Henry VIII, 1509-1547)は、あいついで修道院の解散を行ない、カソリック教会の物質的基礎を崩壊させて、国王の財政的基盤とその支配力を強化した。修道院の解散は、それを実際に推進した機関が、正式には Court of Augmentations of the Revenues of the Kings Crown と呼ばれていたのをみてもわかるように、絶対主義化した王室の収入を増大させる目的をもって実行された(大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄諸氏共編「西洋経済史講座」II, 228頁)。

ヘンリー8世は、1536年「小修道院解散令」(Act for the Dissolution of the Lease Monasteries)を出して、376の修道院を解散して、その土地を国王のものとし、年間32,000ポンドの収入がえられるようにした。さらに、彼は、1539年「大修道院解散令」(act for the Dissolution for the Greater Monasteries)を出して、大修道院の土地を国王の財産に吸収合併した(田中豊喜氏著「近代イギリス経済史」19頁)。

国王の土地となった元修道院所有の土地は、王室の贅沢や戦争のための財政的支出を賄うために、新・旧の貴族や官僚や商人や借地農業者などに一方的に売却された。すなわち、大部分の元修道院領は、国王の強慾な寵臣に贈与されるか、または二束三文で投機的な借地農業者や都市ブルジョアに売却された。これらの人達は、旧来の世襲の小作人たちを大量的に狩り立てて、彼らの経営地を一まとめにした。このようなヘンリー8世の修道院領の没収と売却は、従来の教会領主による封建的所領を近代的私有地に転化させる一つの方向を与えた。しかし、修道院の解散によ

って土地を失った農民は、土地を追われて浮浪者化せざるをえなかった。そこで、1536年には、修道院の解散による土地囲込みに反対する「恩寵の巡礼」(pilgrimage of grace)がおこった。

1688年の名誉革命 (Glorious Revolution, glorreiche Revolution) は、オランダ公ウイリアムとともに地主的および資本家的収奪者をも支配者たらしめたが、それを契機に国有地収奪が大規模に行なわれるようになった。これらの土地は贈与されたり、二束三文で売られたり、また直接的収奪によって私領地に合併されたりした。一切が法律的儀礼を少しも守らないで行なわれた。このようにして獲得された国有地は、教会からの収奪地とともに、イギリスの少数支配貴族の今日の領地の基礎をなしている。資本家は、このような行動を支持したのであるが、とくに、彼らは、土地を純然たる取引物に転化し、農業的大経営の領域を拡大し、農村からの無一物なプロレタリアの供給を増大させた。

### 3 開放耕地制度とその崩壊

「開放耕地制度」の崩壊は、「本源的蓄積」、とりわけ土地囲込みの進行を意味し、さらには中世封建社会の解体と近代資本主義社会の発生のしは到来を意味する歴史的な重要事件の一つと言えよう。そこで、「開放耕地制度」の崩壊について述べる前にその内容について検討してみよう。

「開放耕地制度」は、「共同耕地制度」(common field system of cultivation)と同じ意味をもっており、<sup>(1)</sup>さらに開放耕地 (open fields) と共同耕地 (common fields) も同じ意味である。<sup>(2)</sup>開放耕地は、何人かの保有者の土地が混在し、分散している土地である。<sup>(3)</sup>開放耕地は、個人の持分をもつ資格を備えた多数の土地保有者によって占有されている。あるものは、「自由土地保有農民」として土地を保有し、また他のあるものは、「登録土地保有農民」として永代もしくは長期の賃借 (perpetual or very long lease) というかたちで土地を占有している。

彼らの保有地は、一つの共同地を形成しているわけではなく、混在、分散しており、たがいに入り組み、からみあう多数の地条 (strips) に細分されていた。すなわち中世封建社会における「開放耕地制度」においては、農民保有地が細長い地条を形成しており、それが他人の地条と隣接しながら混在して相互に囲

込まれることなく開放されていた。それぞれの農民保有地は、あちこちに分散していた地条となって配分されていたために、農民保有地は、分散した地条の寄せ集めであり、他人の同様な寄せ集めの保有地とほぼ等しいものであった。さらにまた、各人は、穀物の輪作と耕作に関して、同一の規則と方法に従わねばならず、取入れの後には、全地条が共同で利用される開放地の状態にもどされることとなっていた<sup>(4)</sup>。

地条の平均面積は、長さ40ロッド (rod)、幅4ロッド (約20メートルと20メートル) であり、これがイギリスの1エーカー (acre) に相当していた。このような細長い地条から開放耕地が構成されていた理由は、犁の形状と関係がある。すなわち、4頭の牛がひく犁板つきの重くて長い犁が使用されるようになったことが、犁の回転に必要な労力と時間を節約するのに好都合な細長い地条の存在を合理的なものとするにいたった。地条は、長い犁を使用して1日で耕作できるだけの細長い土地であったが、必ずしも長さ220ヤード (1ヤードは92センチメートル)、幅22ヤードと一定していたわけではなく、地形のいかんによって面積も形態も一定ではなかった。

農民の保有する地条は、開放耕地の各所に混在していたわけであるが、領主の直営地もまた地条として、農民の保有する地条の間に混在していた。

開放耕地における地条と地条の間に生垣や柵が設けられなかったのは、古くからの村落共同体の慣習ということもさることながら、生産用具とくに農具がプリミティブで農業生産力が低く、しかも各農民家族の労働生産性にあまり差異がなく、むしろほとんど同一であった段階においては、土地の共同耕作を行なった方が有利であり、農業生産力を少しでも増大させえたからである。さらに、休耕地や収穫後の農地に、頭数の制限はあったが、それぞれの農民が自分の家畜を放牧し、家畜が穀物の落穂や雑草を食べたり、糞尿をしたりして土地を肥やすのに便利であったためである。

「開放耕地制度」においては、例外はもちろん存在していたが、原則として農業における共同作業が行なわれており、それぞれの農民に対して耕作強制が課せられていた。この制度のもとにある農民は、近隣のあらゆるひとびとと密



接な連帯関係にあるため、彼らの協力がなければ、何事も実行することが出来なかった。

隣接地ないしは近所で行なわれている作業を無視して、自分の意思通りの耕作や放牧を行なうことはほとんど不可能であった。それぞれの保有地が細分された状態で地条となって入り組んで分散的に存在していたため、勝手気ままな行動は出来なかったばかりではなく、許されもしなかった。農民には、多かれ少なかれ束縛的で、負担になる強制と義務が課せられていた。

この土地細分制度 (system of parcelling out the land, système de morcellement des terres) は、イギリス全土においてはもちろんのこと、全ヨーロッパ大陸においても一般的に行なわれていた。アルダルシーアからシベリアまでの地帯において、ロワール河の流域においても、モスクワの平原においても、その制度をみることが出来る。この制度は、16世紀以前ほとんどいたるところに確立されており、18世紀初期においてもイギリスの多数の州において存在していた。イギリスにおいては、一定の類型に近い地条に土地が細分されており、1人の保有者に2～3エーカー以上を許さないように土地保有が分散せしめられていた。

この制度における耕地は、最初「二圃制」(two field system, Zweifelderwirtschaft) によって耕作されていたが、次第に「三圃制」(three field system, Dreifelderwirtschaft) による耕作が普及し、14世紀には後者が一般化していた。

「三圃制」においては、多少の違いはあるが通常第一耕圃に小麦または大麦、第二耕圃にからす麦、えんどうまたはいんげん豆が播種され、第三耕圃は休耕地 (fallow, Brachfeld, jachère) となっていた。<sup>(5)</sup>「三圃制」においては、耕地の3分の1を3年ごとに休耕地とすることによって、その地方の回復をはかり、穀物増産の準備を行ない、さらに牧草を栽培したり、放牧を行なったりして畜産物の増産運動を展開した。

このような「三圃制」は、施肥技術の拙劣な状態のもとにおける穀物と畜産物の均衡的生産のためには必要欠くべからざる制度であった。したがって、この「三圃制」は、イギリスはもちろんのことヨーロッパのほとんどの国におい

て、封建社会の発生期である8～9世紀の頃から産業革命が行なわれた18～19世紀にいたるまでの1,000年間、主要な耕作方法として存在した。しかしこの耕作方法も、イギリスでは、16世紀頃から次第に放棄され、18世紀になると、大部分の地方で消滅した。

「開放耕地制度」のもとにおける「三圃制」においても、村落共同体の構成員である農民は、一定の割合で耕地を保有し、共同して耕作していた。すなわち、彼らは、農産物の作付の交替、施肥、犁耕、播種、除草、収穫、農道整備などについても共同の規律にしたがって行なった。農民は、共同作業のためにその経済力にしたがって、肥料、種子、犁、家畜などを提供した。

農耕作業を開始する時期や中断する時期、収穫すべき穀物の選定、それぞれの耕圃 (shots and furlongs) が耕作されるべき順序、囲いや排水に関する規定等は、個人的に関与し決定されるべき問題ではなく、共同体によって計画され、実行されるべきものであった。<sup>(6)</sup>

耕地が、作物の収穫後、一つに統合されることは、農民の生活においても目立った特徴の一つであった。毎年、農民個人の耕地における権利を、一季節、一経済過程、および収穫物の取入れまでの期間に限定していることは、もっとも重要なことである。その他の季節には、別の目的のために共同体の権利が主張される。このようなことは、中世の農業が、農耕と牧畜との地域的均衡を維持するという原則にもとづいて行なわれていたということを思い出させる。

一定の規律のもとで共同作業は実施されていたが、入り組んだ地条は、農民各人に保有が認められ、それぞれの農民保有地の生産物に相当する部分は、それぞれの農民個人の所有に帰していた。また、休耕地や共同地における放牧家畜頭数は、それぞれの農民保有地の面積に規定されていたが、共同放牧の成果は、共同所有ではなく、それぞれの放牧頭数に応じて私的所有が原則とされていた。

近代の農民は、「開放耕地制度」のもとにおける農民とは異なり、一括された土地で働くことが出来、自分の意思にもとづいて耕作し、いくらかでも経済

的に有利な農作物を他人のことを気にせず生産することが可能である。経済力の許す範囲で最善と思われる農具と農法とを使用することが出来る<sup>(7)</sup>。しかも、資本主義的農業生産方法が確立されるにいたると、耕作、すなわち播種も収穫も貨幣的営利の増大を実現しうる方向でのみすべてが処理され、隣人たちの作業に気がねすることは全くうわべだけのものになってしまう。

開放耕地、共同地などの囲込まれなかった土地を、暴力によって、特定の人物の囲込まれた私有地に転換することが、「本源的蓄積」の重要な部分を構成することになり、封建社会から資本主義社会への移行の重要な契機となる。同時にここにおいては、分散した地条を統合すること、全体としての開放耕地を分割すること、そして囲込まれた私有地をつくるのが問題なのである。

16世紀全体を通じて行なわれた開放耕地と共同地の分割的収奪は、農民保有地と領主の名目的所有地とにかかわって、実質的な大私有地をつくり出し、牧場経営の拡大を招来した。同時に、それは、貨幣的営利に目覚めた新時代の領主的地主や資本家的借地農を、多数の浮浪民とともに作り出し、領主的地主や資本家的借地農をして、穀物生産よりも羊毛生産に利益をみい出さしめた。

16世紀の中期、特定の諸州、とくに Kent, Essex, Devonshire などにおいては、「開放耕地制度」は、すでに例外的なものとなり、支配的なものではなくなっていた。他の諸州におけるよりもこれらの諸州、とくに Kent や Essex において、より早く「開放耕地制度」が衰退した理由は、これらの諸州がロンドンや海洋に隣接していたこと、しかもヨーロッパ大陸からの商業ルートに接近していたことである。それらのことが、Kent や Essex において、イングランド中部地方 (Midlands) においてよりも早く、商品・貨幣経済の影響を領主などに感ぜしめる原因ともなっていた。これらの諸州における商品・貨幣経済の発展は、経済的変革、すなわち「開放耕地制度」の否定、とりわけ個別的な農業生産方法(新しい牧羊業を含む)<sup>(8)</sup>を生み出すのに重要な影響を与えた。

さらに重要なこととして次のようなことを指摘することができる。イングランド南東部とりわけ Kent や Essex においては、古くから領主権力が強力であり、領主的商品・貨幣経済が根強く残存していて労働地代から貨幣地代への

転化が強力に妨害され、しかも1381年にはワット・タイラー (Wat Tyler) の乱が最も強力に展開された。

「貨幣に飢えた領主」とりわけ大領主は、まず Kent や Essex などの諸州において、より多くの貨幣と商品(とくに穀物)を得るために労働地代の強化をはかり(13世紀)、それが不可能になると地代の金納化を上からおしすすめ(14~15世紀)、さらに貨幣的営利の増大を実現するために「開放耕地制度」を破壊して、開放耕地を囲込んでそれを私有地化したり、共同地を収奪しはじめたりした(16世紀)。開放耕地や共同地が収奪されたばかりではなく、「自営農民」までが強力な領主権力およびそれと結んだ資本家たちの収奪の対象となって浮浪化したりした。

「開放耕地制度」に対する否定は、イングランド南東部だけにとどまらず、西部や中部、やがて北部にまで拡大した。共同地や農民保有地、さらに寺領や国有地の収奪も一地方だけにとどまらず全国化した。

- (1) R. H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, p. 167.
- (2) Paul Mantoux, *The Industrial Revolution in the Eighteenth Century*, p.146. (ポール・マントウ著、徳増栄太郎・井上幸治・遠藤輝明諸氏共訳「産業革命」178頁)。
- (3) H. Homer, *Essay on the Nature and Method of ascertaining the Specific Shares of Proprietors upon the Inclosure of Common fields*, p.1.
- (4) Paul Vinogradoff, *The Growth of the Manor*, pp.165-166. (ポール・ヴィノグラドフ著、富沢霊岸・鈴木利章両氏共訳「イギリス荘園の成立」206頁)。
- (5) Paul Mantoux, *op. cit.*, p. 151. (前掲書邦訳, 186頁)。Paul Vinogradoff, *op. cit.*, p.182. (前掲書邦訳, 225頁)。田中豊喜氏著「産業的中産者と前期資本」20頁, 24-25頁。
- (6) Paul Vinogradoff, *op. cit.*, p.182. (前掲書邦訳, 226頁)。
- (7) Paul Mantoux, *op. cit.*, p.150. (前掲書邦訳, 185頁)。
- (8) R. H. Tawney, *op. cit.*, p.167.

#### 4 15世紀末から16世紀前半の土地囲込み (第1次土地囲込み)

イギリスにおける広い意味の土地囲込みは、中世以降19世紀初期まで継続した。12—13世紀においては、人口増加に伴う食料需要の増加から、森林、沼沢、荒野などが囲込まれて、開放耕地とは別に、その新しい土地保有が特定の個人に認められた場合もある。

さらに、中世においても、開放耕地内の分散的な地条を、特定の農民が、領主や他の農民の了解のもとに一カ所に集中して囲込んだ例もあった。また、中世の領主が分散的に存在した直営地を、一般農民の地条と交換しながら、一カ所に集中して囲込まれた直営地を形成した場合なども存在した。

以上のような土地囲込みは、先駆的なものかも知れないが、封建社会の内部にとどまるものに過ぎず、歴史的に重要な意味をもった本来の土地囲込みとは本質的に異なるものである。イギリスにおいては、本来の土地囲込みの第1次的形態は、15世紀の末期から16世紀の初期にかけて、いたるところで展開された。

第1次土地囲込み運動は、牧羊業のためのものであり、囲込まれた土地で牧羊場を経営しようとして展開されたものである。牧羊業のための土地囲込みは、ヨーロッパ大陸諸国、とくにフランドー諸都市への羊毛の輸出の増大と、イギリス国内における毛織物工業の発展にもとづく羊毛価格の高騰によって発生し、発展した。

15世紀末期から16世紀にかけての地理的諸発見の結果、新大陸からヨーロッパに大量の貨幣材料としての貴金属が持込まれ、しかも戦争と宗教改革と農民一揆などによって、農耕地は荒廃して、農作物の収穫量は減少した。その結果物価は急騰し、貨幣価値は急落した。したがって、封建地代を貨幣で獲得していた領主の収入は、相対的にも絶対的にも減少し、しかも戦争や一揆などにかかわる彼らの支出は増大して、その財政状態は急速に悪化した。

一流の封建貴族は、以上のような動乱、とりわけ戦争によって消滅し、二流

の封建貴族あるいは新貴族は、「貨幣をあらゆる権力中の権力とする時代の子」<sup>(1)</sup>として登場した。このような新貴族は、農民からの従来通りの貨幣地代の徴収や穀物生産による収入の維持よりも、経済的により有利な牧羊業の直接的経営や牧羊業者に対する土地の貸付けによる高額貨幣地代の徴収に魅力を感じた。新貴族たちは、貨幣的収入の増大と直接結びついた土地囲込みに全力を注いだ。

14世紀の中期以降、フランダースにおいて毛織物工業が発展し、イギリスからフランダースへの羊毛輸出が増大し、羊毛価格が騰貴した。15世紀にいたると、イギリス毛織物工業が今までとは異なった意味で勃興発展し、未仕上・未染色織物 (white cloths) の輸出が、とくにフランダースの染色・仕上業者に対して行なわれるようになり、さらに16世紀以降、毛織物工業は、いっそう発展し、毛織物が諸外国により多く輸出されるようになると、羊毛価格がいっそう騰貴した。そして、羊毛は、やがてその大部分が国内の毛織物工業のために生産的に消費されるようになった。

羊毛輸出が行なわれた段階（とくに14—16世紀中期）においては、特権的な羊毛輸出商人としてのステーブル商人 (staplers) が発展し、なお毛織物工業の成長を基礎とした毛織物商品の輸出が行なわれるようになった段階（とくに16世紀中期—17世紀初期）においては、特権的な（未仕上・未染色の）毛織物輸出商人 (merchant adventurers) のいっそうの発展をみるにいたった。さらに、17世紀に入ると、完成された新しい毛織物が生産されて、輸出されるようになり、特権的な毛織物輸出商人の独占貿易体制は次第に変質した。

羊毛価格の騰貴は、原料としての羊毛の輸出の増大や国内における毛織物工業の発展による羊毛需要の増大と関係していたわけであるが、さらに羊毛輸出商人や毛織物輸出商人などの特権的貿易商人による貿易独占によって倍加された。とくに、羊毛価格の騰貴は、15世紀末期から16世紀初期にかけてのフランダースからの羊毛需要の増大とステーブラーの貿易独占によるところが大であった。

羊毛価格の騰貴は、中世における土地囲込みとは本質的に性格を異にする貨

幣的営利を目的とした牧羊業のための土地囲込みを発展させた。領主あるいは大土地所有者、とくに新貴族は、商人、資本家的借地農、富裕な農民などとの関係を結びながら、まず分散的な直営地の集中化による土地囲込みを近隣の農民を犠牲にしながら開始し、ついで共同地の囲込みを暴力的におしすすめ、さらに分散的な農民保有地を収奪して集中化しながら土地囲込みを展開した。

土地囲込みによって、いっそう大規模な土地所有者となった新貴族は、自ら牧羊業者になったり、商人や資本家的借地農や富裕な農民に一括あるいは分割的に土地を貸与することによって、今までと比べものにならないほど高額な貨幣地代を獲得した。土地囲込みがいかに一方的で、掠奪的なものであったかについては、多少文学的な表現において誇張されているが、トマス・モア(Thomas More)<sup>(2)</sup>の「ユートピア」(Utopia)を参照すればあきらかである。

土地囲込みには、領主あるいは貴族による、商業的農業や牧羊業の経営を目的とした上からの暴力的な土地の私有地化ばかりではなく、その他の形態も存在した。トーニー(R. H. Tawney)によれば、まれではあるが、16世紀の初期、一定の地域においては、土地が「個別的領主」(individual landlords)や「個別的借地農」(individual tenants)などによってではなく、村落共同体によって<sup>(3)</sup>囲込まれていることが確認されている。

また、「自営農民」が土地囲込みを個人的に行なうケースには、次のようなケースが存在した。すなわち、「自営農民」の上層、とくに富裕な「自由土地保有農民」が囲込みを行なう場合、他の農民よりもやや優勢な経済力と小暴力を使用して行なう形態と、隣人との話合いと妥協を通じての地条の交換による集中化、および共同地の話合いによる分割というかたちの土地の私有化という形態とがあった。

「自営農民」による土地囲込みが行なわれる場合、前述したように、小暴力による囲込みと、話合いと妥協による囲込みとが同時的あるいは相互にやや時間をおいて行なわれたが、彼らの経済状態はやや富裕であったという程度に過ぎなかつたので、土地囲込みは、主として話合いと妥協に依存せざるをえなかつた。したがって、その規模も当然小規模なものにとどまらざるをえなかつた。

た。

トニーは、領主あるいは貴族による大規模な牧羊業のための土地囲込みについて説明しているよりも、農民自身の側に原因のある自然発生的で、しかも自主的で小規模な、農耕労働の合理化を目的とした土地の再分割=再分配のための土地囲込みについて強調している。<sup>(4)</sup>すなわち、彼は、牧羊業のための暴力による大規模囲込みについてふれていないわけではないが、農民自身による農耕労働の合理化を目的とした非暴力的な土地の交換あるいは再配分を中心とした小規模囲込みについて強調している。後者のような囲込みが15世紀末以降16世紀において、さらに17世紀において存在しなかったわけではないが、土地囲込み運動の主流をなすものではなかった。

トニーに対して、ゴナー (E. C. K. Gonner) は、16世紀において、農耕労働の改善 (improvements in arable farming) のための小土地囲込みはあまり重要な歴史的意義をもたなかったとしている。しかも、彼は、牧羊業のための共同地の大地囲込みを重視している。そして、16世紀中期における一般農民の不満と騒動の原因は、農民保有地の大私有地への転換と結びついていたというよりも、むしろ共同地利用権の剥奪 (deprivation of common rights) を伴う共同地の囲込みと密接に結びついていた<sup>(5)</sup>としている。

第1次の土地囲込みは、農耕労働の合理化、あるいはその改善のための農民による自主的な土地の再分割、あるいは再配分を内容とする小土地囲込みであったよりも、むしろ、それは、当然農耕地の牧場化を伴う共同地の大規模な暴力的収奪であった。牧羊業のための共同地の暴力的収奪は、農民保有地の牧場化のみならず、直営地や修道院領や国有地の収奪を伴った。

牧羊業のための土地囲込みは、中世的農業生産を、羊毛生産という商品生産に転換せしめ、しかも封建領主の商品生産への対応をおしすすめる。地代増収のための土地囲込みには、「自営農民」の下層からの貨幣地代のより多くの徴収を目的としたものと、資本家的借地農業に一括、もしくは分割して土地を貸すために行なわれたものがある。地代増収のための土地囲込みのうち、前者は、農民からの収奪を強化しながら、封建反動をおしすすめるものであり、後



者は、結果的には、間接的であるが、封建領主の商品生産への対応をしめすものであり、近代的なブルジョア地主の形成をさししめすものである。15世紀末に始まって16世紀にも継続されたこのような収奪は、個人的暴力行為として行なわれ、それに対する禁止立法は、以後150年にわたって継続されたが無駄であった。

15世紀の末以降、共同地や農耕地が少数の牧場労働者によって管理しうる牧羊場に転化されたことに伴って、多数の農民の反抗にもかかわらず、彼らが住みなれた農村から追い出されることによって、農村全体の衰微をもたらし、都市や教会や10分の1税の衰微をもたらし、さらに農民からの収奪に経済的基盤をおいている国王財政の急速な悪化をもたらす事態をひきおこした。

共同地の囲込みと農耕地の収奪によって、一番困ったのは、「登録土地保有農民」(copyholders)や、「短期借地保有農民」(leaseholders)、あるいは「小定期借地農民」(small leaseholders)であった。彼らは、大部分が1代かぎり、または1代かぎりよりは短い期間、さらには1年契約の事実上の借地農である名ばかりの「自営農民」であった。これらの人口は、農民の中でかなり多数を占めており、彼らは、住みなれた土地を追われて離農(rural exodus)し、多数の廃村(lost villages, deserted villages)をつくり出すこととなった。

人口絶滅的な共同地や農耕地の収奪による、人手のあまりかからない牧羊業の創設は、「自営農民」それ自体を崩壊させるばかりではなく、それに基礎をおいたチューダー絶対王政の政治的・経済的構造をほり崩すことにつながった。したがって、絶対王政は、原則として土地囲込みにたいして禁止政策をとった。

1489年、ヘンリー7世(Henry VII, 1485—1509)は、「集落破壊禁止法」(Act against the Pulling Down of Towns)を發布して、20エーカーの耕地を所有するあらゆる農民家屋の破壊を禁止した。すなわち「国王陛下は、他のことにもまして、王国内において家屋を荒廃させ、破壊し、故意に損傷することにより、慣習的に耕作に使用されていた土地を牧場に変え、したがって悪業の根元であり、発端である怠惰を日ましにつのらせることにより、重大な障害が日ごとに

増大してゆくのを憂慮されている。ある村落においては、かつて200人が正当な労働に従事して生活していたが、今は、2—3人の牧夫が働らくだけで、他の村人は怠惰に落入了たため、わが王国最大の財源である農業は異常に衰退し、教会は破壊され、神への奉仕は中止され、死体はお祈りを受けないで埋葬される……外敵に対するわが国土の防衛も弱められ、そこなわれた<sup>(6)</sup>」としている。

さらにヘンリー8世(Henry VⅢ, 1509—1547)第25年の1条令では、同じ法律が更新された。すなわち「多くの借地農場および大きな家畜群、とくに羊が僅かな人の手に集中され、これがため地代は著しく増大して農耕は著しく衰微し、教会や家屋はとり壊され、驚くほどの人民大衆は自分自身や家族を養うことができなくなった<sup>(7)</sup>」としている。そしてこの条令は、衰微した農場の再建を命じ、穀作地と牧場との比率を規定している。さらに1533年の1条令は、何人かの地主が24,000頭の羊を所有することを禁止して、その数を2,000頭に制限した。なお、すべての新設牧場に収入の半分に相当する税金を課したりした<sup>(8)</sup>。

しかし、これらの土地囲込み禁止政策もほとんど無効であった。それは、1489年以後、1515年、1516年、1533年、1535年、1552年と類似の措置が矢継早に出されているところからもあきらかである。土地囲込み反対の農民一揆も、ヘンリー7世以後150年にわたる絶対主義の囲込み禁止措置も等しく無効であった。

16世紀前半における農民による土地囲込み反対の運動は激烈をきわめた。すなわち、「恩寵の巡礼」(Pilgrimage of Grace, 1536)、「ケット一揆」(Kett's Rebellion, 1549)、その他イングランド中西部におこった農民一揆は、いずれも土地囲込み反対の内容をもった大農民運動であった。とくに、1549年には、土地囲込みに反対する農民一揆は、イングランド各地で発生し、3,500名の人たちが殺され、指導者のロバート・ケット(Robert Kett)は絞首刑に処せられた。多くの共同地や農耕地は、領主の暴力によってとりあげられ、農民の出入りしていた家屋や教会は、「牧羊場とするために破壊されて領主の邸宅しか建っていない都市や農村」が続出した。

絶対王政による土地囲込み禁止政策は、一時的な効果をあげるのがせいぜい

であり、ほとんど無効に終わった。その理由は、土地囲込みが、農民の多くの犠牲にもかかわらず、領主や資本家的牧羊業者や借地農に多くの利益をもたらす資本主義的生産様式の発生に照応するものであったからである。さらに、土地囲込み禁止政策が効果をあげえなかった理由は、土地囲込み禁止令を忠実に守らなければならない「治安判事」(Justice of the peace)が、国王によって任命されておりながら、貨幣的欲求のもっとも旺盛な貴族とりわけ新貴族によって構成されていたからである。チューダー絶対主義の土地囲込み禁止措置にもとづく農民保護政策の限界は、これらの点と関係していたように思われる。

土地囲込みによって出現した牧羊業者は、土地から追放された農民の全部を牧夫として雇用することはとうてい不可能であり、少数のもののみが農業労働者、あるいは牧夫として雇用されるにとどまった。また、イギリスにおける16世紀前半の段階においては、マニュファクチュアの存在はまれであり、土地から追い出された農民の大部分は、工業労働者に転化することも出来なかった。

資本主義的生産様式が成立していない段階においては、生産手段から解放された農民は、ただちに賃労働者になるかわりに浮浪者にならざるをえなかった。そこで、15世紀末期から16世紀全般にわたって、浮浪者に対して「流血的立法」(Blutgesetzgebung)が制定され、適用された。法律は、彼らを「自由意志による」犯罪者として取扱い、もはや存在しない旧生産関係のもとで労働を続けることを強制し、それを実行しない場合は、あらゆる刑罰を科した。

このような立法は、ヘンリー7世のもとで開始され、<sup>(9)</sup>ヘンリー8世によって引継がれた。1530年の条令においては、老いて労働能力のない乞食は、乞食免許を受けることが必要であった。これとは反対に強健な浮浪者は、鞭打たれ、監禁された。彼らは、荷馬車の後につながれ体から血が流れるまで鞭打たれ、その後、彼らの出生地または最近3年間居住していた場所に帰って労働する旨の誓を立てねばならなかった。ヘンリー8世第27年の条令では、前の条令が反復されたが、新たな補足によって、刑罰は、いっそう厳しくなった。すなわち、浮浪罪で再度捕えられると鞭打ちがくり返されて耳を半分切り取られる

が、3回犯罪をかさねると、当人は、重罪犯人および共同体の敵として死刑に処せられた。エドワード6世(Edward VI, 1547—1553)の統治第1年である1547年の1条令によれば、労働することを拒む者は、彼らを怠け者だと告発した人の奴隷として宣告された。奴隷が逃亡14日に及べば終身奴隷の宣告を受けて、額または背にSの字を烙印され、3度逃亡すれば反逆者として死刑に処せられた。主人は、他の動産や家畜とまったく同様に、彼ら売り、遺贈し、奴隷として賃貸しすることができた。奴隷が主人に逆って何かを企図すれば、やはり死刑に処せられた。また浮浪者が3日間ぶらぶらしていたことがわかると、彼らは出生地へ送られ、焼き印をもって胸にVの字を烙印され、その地で鎖につながれて道路工事やその他の仕事に使われた。浮浪者が虚偽の出生地を申告すれば刑罰としてその地の住民または団体の終身奴隷とされ、Sの烙印を押された。すべて主人は、奴隷の首、腕または脚に鉄の環をはめて識別しやすくし、自分のものであることを確実にすることを許された。エリザベス1世(Elizabeth I, 1558—1603)の時代の1572年の条令においては、免許のない14歳以上の乞食は、2年間使用する人がなければ烈しく鞭打ち、左の耳に烙印された。再犯の場合、18歳以上ならば、2年間使用する人がなければ死刑、3犯の場合には、容赦なく反逆者として死刑に処せられた。同様の条令としては、エリザベス第18年の条令第13号、および1597年のものがある。トマス・モアが言っているような浮浪人のうち72,000人の泥棒がヘンリー8世の治下で死刑に処せられた。またエリザベス時代においては、放浪者は列をなして処刑された。その時代には、年に300—400人が絞首台で処刑された。Somersetshireでは、ただ1年間に40人が死刑に処せられ、35人が烙印を押され、37人が鞭打たれ、そして183人の「絶望的悪漢」が釈放された。このような受刑者の数も、治安判事の怠慢と人民の愚直な同情とのおかげで、実際の犯罪者の5分の1にも達していなかった。イングランドにおける他の諸州の状態は、Somersetshireより良かったわけでは決してなく、多数の州の状態は<sup>(9)</sup>いっそう悪くさえあった。

(1) Karl Marx, *Das Kapital*, erster Band, S. 756. (カール・マルクス著, 長谷部

文雄氏訳「資本論」第1部下、1099頁)。

- (2) 「他にもありません(と私は答えました)、イギリスの羊です。以前は大変おとなしい、小食の動物だったそうですが、この頃では、なんでも途方もない大喰いで、その上荒々しくなったそうで、そのため人間さえもさかんに喰殺しているとのこと。おかげで、国内いたるところの田地も家屋も都会も、みな喰い潰されて、見るもむざんな荒廃ぶりです。そのわけは、もし国内のどこかで非常に良質の、したがって高価な羊毛がとれるというところがあると、代々の先祖や前任者の懐にはいっていた年取や所得では満足できず、また悠々と安楽な生活を送ることに満足できない、その土地の貴族や紳士や、その上自他ともに許した聖職者である修道院長までが、国家の為になるどころか、とんでもない大きな害悪を及ぼすのもかまわないで、百姓たちの耕作地をとりあげてしまい、牧場としてすっかり囲ってしまうからです。家屋は毀つ、町は取壊す、後にぼつんと残るものはただ教会堂だけという有様、その教会堂も羊小屋にしようという魂胆からなのです。林地・獵場・苑園・莊園、そういったものをつくるのに相当土地を潰したにもかかわらず、まだ潰したりないともいえるのか、この敬虔な人たちは住宅地や教会付属地までも、みなたたき壊し、廢墟にしてしまいます。

こういうわけで、たった一人の強欲非道な、まるで鵜のような、疫病神のような人がいて、広大な土地を柵や垣で一カ所にかこつてしまおうなんて、とんでもない野心をいだいたばかりに、多くの農民が自分の土地から追出されてしまうことになるのです。或いは詐欺奸計に引かかるか、それとも烈しい圧迫に屈伏するか、いずれにしても結局土地を奪われるのですが、時には不当極まる迫害のため、すっかり痛めつけられ、やむなく一切を売り払うということもあります。無理無体なといえますか、まるで手段を選ばない卑劣な策動に乗ぜられ、この憐れな、無知な、惨めな百姓たちは自分の土地から出て行かなければなりません。そこには男も女も、良人も妻も、孤児も、更に寡婦も乳呑児をかかえた母親もいます。百姓仕事というものが元来人手を多く要する仕事なので、頭数だけは多いが、財産は殆んどない、といった全家族の者が一団となって出てゆくのです。彼らは住みなれた懐しいわが家を捨てて、とぼとぼと寄るべない放浪の旅に出て行きます。家財道具にしても、もともとたいした値打のあるものではないのですが、それでも時期さえよければ、もっと値段よく売れたかもしれません。しかし今は、あまり突然のことなので、殆んどただ同然の捨売りをするより他に仕方はありません。こういうわけで、あちらこちらと放浪している間には、その金もすぐ使い果してしまいます。そういう時、彼らに残された道としては、泥棒を働き、そしてその結果正しい法の裁きを、そうです、正しい法の裁きを受けて絞首台の露と消えるか、それとも乞食をして歩くか、そのいずれかしかありません。しかも乞食をすればするで、下手すると働きもしないでうろついていたというかどで、浮浪人として牢獄にぶちこまれます。彼ら

だってどのくらい仕事につきたがっているか分かりません。ただ誰も仕事を与えてくれないだけの話なのです。[それも無理はありません、耕作地が少しもないのですから。それで結局、生れた時から手なれている百姓仕事も全く用をなさないことになるのです。]従来なら、耕やすのに大勢の人手のいった所でも、いざ喰潰すとすると、家畜と一緒になら、たった一人の羊飼か牧夫でまに合ひのです。

方々で食料品の値段が急に高くなったのも同じ原因からです。いや、そのみではありません。羊毛の値段も高くなりましたので、従来なら、それに加工をし、織物に仕上げていた人たちも、今では全然羊毛を買入れることもできません。したがって、やむをえずその職を捨て、ぶらぶらした生活に落ち込んでゆく人たちも夥しい数に上ります。多くの土地が牧場として囲われた後のことですが、無数の羊がジストマにかかって斃れてゆきました。これなども、貴族たちの飽くことを知らぬ貪欲をこらしめるために、神が羊の群にかような悪疫を齎らし給うた、ともいえましよう。しかしほんとうは、牧羊業者である貴族たちの頭上にふりかかって然るべきであったと思います。それに羊がどんなに急激に殖えても、値段は一文もさがりません、というのも売手が少いからです。つまり殆んどすべての羊が「一人の独占するところとなっている」とはいえないにしても、]少数の金持の独占するところとなっているからです。しかも彼らは金があるので、必要に迫られて無理にでも手放すなどということはありません。むしろ思う存分いくらかでも高く売れる時が来るまでは、なかなか売ろうとはしないのです」(トマス・モア著、平井正穂氏訳「ユートピア」26-29頁)。

- (3) R. H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, pp. 156-157.
- (4) R. H. Tawney, *op. cit.*, pp. 165-166.
- (5) E. C. K. Gonner, *Common Land and Inclosure*, p. 136.
- (6) 4-5 Henry VII, c. 19. Paul Mantoux, *The Industrial Revolution in the Eighteenth Century*, p. 158. (ポール・マンロー著、徳増栄太郎・井上幸治・遠藤輝明諸氏共訳「産業革命」194-195頁)。
- (7) Karl Marx, *a. a. O.*, S. 757. (カール・マルクス、前掲書邦訳、1100頁)。
- (8) 27 Henry VIII, c. 22 (1535) and 5-6 Edward VI, c. 15 (1552).
- (9) 浮浪者取締りに関する労働強制の歴史は、エドワード3世 (Edward III, 1327-1377) のもとにおける「労働者条令」(Statute of Labourers, 1349, 1351) にまでさかのぼることができる。それは、浮浪化した貧民を現住地にひきとめようとするものであった。1376年の法律では、浮浪者取締りを強化し、浮浪者を原住地にひきもどして労働を強制し、これに応じない浮浪者を投獄した。また逃亡を援助したものには、10ポンドの罰金を課した。これらが浮浪者取締り立法の原型であるが、ヘンリー7世以後の取締り立法は、前述した諸立法を一応継承しているが、「いわゆ

る本源的蓄積」の時代にふさわしく、以前のものとは比べものにならないほど苛酷なものであった。

(10) Karl Marx, a. a. O., S. 773 ff. (カール・マルクス, 前掲書邦訳, 1121-1124頁)。

## 5 16世紀後半から17世紀の土地囲込み

### (過渡的土地囲込み)

土地囲込みは、16世紀後半から17世紀にかけてその速度を緩めたが、けっして停止したわけではなかった。<sup>(1)</sup>この時期においては、東部や南西部、それに中部などの地域における毛織物工業に原毛を供給することを目的とした牧羊業のための土地囲込みが、緩やかにではあるが継続されていたのに加え、穀物や畜産物増産のための土地囲込みが、それほど急激ではなかったが、そここの都市周辺の農村であらたに開始された。とくに、17世紀の食料増産のための土地囲込みは、18世紀の穀物増産を目的とした資本主義的耕作制度成立のための土地囲込みの素朴な形態である。

16世紀末にいたると、土地囲込みに、今までとは異なった状態があらわれ、農業経営の改善、合理的経営のための土地囲込みがみられるようになった。<sup>(2)</sup>ことに、人口の増加、都市の発展は、食料に対する需要を増大させることになり、農耕地の不足を激化させ、農耕地獲得のための土地囲込みをうながすことになった。

16世紀末から17世紀にかけて、土地囲込みは、ロンドンや新興都市の周辺において、農業経営の改善、農業生産力の増大、すなわち食料の増産を目的にして行なわれはじめ、次第に農村部に拡大されていった。一般的には、土地囲込みは、17世紀には中断されたとみられているが、実際にはたしかに継続されており、それは、18世紀の本格的な食料増産を目的とした耕作方法改善のための土地囲込みに発展していった。<sup>(3)</sup>

毛織物工業の発展は、その地域およびその周辺における諸州の牧羊業を盛んにし、そのための土地囲込みを進行させた。そのことは、それらの地方におけ

る食料確保を困難にし、他の地方からの食料の搬入をよぎなくさせる。さらに、その食料供給地における穀物ならびに畜産物増産のための新しい土地囲込みをひきおこすことになる。その例として次のようなことをあげることが出来る。1630年頃の Devonshire は、毛織物工業が盛んであった州であるが、ここで使用される原料の羊毛は、州内で生産されて供給されたのみならず、Cornwall, Worcestershire, Warwickshire, Somersetshire などの諸州から供給された。そして羊毛の生産地であるこれらの諸州へは、Midlands の農業地帯から大量の食料が運搬された。Midlands は、16世紀には、牧羊業のための囲込みがはげしく行なわれた地域であったが、さらに17世紀には、以上のような事情から、新しい農業生産力の拡大を要求されて、これに照応した食料増産のための土地囲込みがあらたに開始された地域であった。<sup>(4)</sup>

また、1626年以降計画された東部諸州の沼沢地の干拓事業が行なわれ、それによってえられた土地はみな囲込まれた。さらに、この時代においても、毛織物工業はいっそう発展し、農耕地の牧羊場化は続けられた。17世紀には、今まで以上に地域的な封鎖経済は、ますます破壊されて、より広汎な市場経済が形成されるとともに、土地囲込みは中継されることなく静かに進行した。

17世紀においても、土地囲込みが進行していた証拠として、1620年と1633年における枢密院の囲込みに関する調査命令が出されたことやクロンウェル時代における囲込み問題に関する論争的著作の出版されていたことなどをあげることが出来る。<sup>(5)</sup>

ジェームズ1世 (James I, 1603-1625) の時代には、放浪して乞食する者は、放浪者または浮浪民として宣告された。小裁判所の治安判事は、彼らを公然と鞭打たせ、初犯者を6カ月、再犯者を2カ年入獄させる権限をもっていた。矯正の見込みのない危険な浮浪者は、左肩にRの字を烙印されて強制労働を課され、再度乞食中を捕えられると容赦なく死刑に処せられた。18世紀の初期まで有効であったこれらに関する法規は、アン女王 (Anne, 1702-1714) 12年の条令第23号によってはじめて廃止された。<sup>(6)</sup>

以上のところからも、土地囲込みによって多数の浮浪者が排出されていたこ



とが推察出来る。16世紀に比較して17世紀には、マニュファクチュアや資本家的農業経営がいっそう発展していたが、それらは、土地囲込みによって発生した多数の浮浪者をあまり吸収することが出来なかった。

しかし、注意すべきことは、16世紀と同じような囲込みに対する苦情が続発し、しかも浮浪者を取締る法令が出されていたにもかかわらず、囲込み擁護論が次第に増大していった。このことは、土地囲込みを前提とした資本家的農業経営の発展と賃労働者の雇用を必要としたマニュファクチュア経営の発展とを基盤として生じたものであり、さらにそれらと密接に関連した新貴族の土地経営のあり方を基盤として生じたものである。18世紀における農業革命の準備は、現実的な物質的な過程においても、思想的な言論の世界においても、17世紀において着々と進められていたと言いうる。

- (1) E. C. K. Gonner, *Common Land and Inclosure*, pp. 153-186. Miss Leonard, "The Inclosure of Common Fields in the Seventeenth Century", *Transactions of the Royal Historical Society*, 1905, New Series, vol. XIX., pp. 101-146. Paul Mantoux, *The Industrial Revolution in the Eighteenth Century*, p. 159. (ポール・マントー著、徳増栄太郎・井上幸治・遠藤輝明諸氏共訳「産業革命」195-196頁)。
- (2) 秦玄竜氏著「イギリス・ヨーマンの研究」259頁。
- (3) E. C. K. Gonner, *op. cit.*, pp. 153-154.
- (4) 秦玄竜氏, 前掲書, 261頁。
- (5) Paul Mantoux, *op. cit.*, pp. 159-160. (前掲書邦訳, 196頁, 199頁)。
- (6) Karl Marx, *Das Kapital*, erster Band, S. 776. (カール・マルクス著, 長谷部文雄氏訳「資本論」第1部下, 1124頁)。